

| 福島市教育委員会定例会会議録 | |
|----------------|---|
| 1 場 所 | 福島市役所 9階 903会議室 |
| 2 日 時 | 令和5年8月30日 午前9時00分 |
| 3 出席者 | 教育長 佐藤秀美 教育長職務代理者 渡邊慎太郎 委員 篠木雄司 委員 立花由里子 |
| 4 欠席した委員 | 委員 高谷理恵子 |
| 5 説明のため出席した職員 | 教育部長 三浦裕治 教育部次長兼教育総務課長 長南敏広 学校教育課長 穂積 浩 教育施設管理課長 小関 浩 教育研修課長 柏谷智也 生涯学習課長 遠藤 彰 中央学習センター館長 加藤享司 図書館長 安藤勝章 教育総務課課長補佐兼庶務係長 神野秀樹 |
| 6 議事内容及び経過 | (1) 開 会 午前9時00分 (2) 日 程 本日1日間 (3) 署名人の決定 委員 篠木雄司 委員 立花由里子 (4) 記録係 教育総務課庶務係主査 藤川哲生 |

| | |
|--|--|
| 1 議事 | |
| 会議冒頭、定例教育委員会・協議会終了後に、福島市総合教育センターの現地視察を実施することを確認。 | |
| 議案第28号 教育費9月補正予算見積書の提出について | |
| 教育部次長（教育委員会定例会提出事項 P3により説明） | |
| 渡邊委員 | 三河台学習センターの外構工事について、どの程度の工事を行うのか。例えば、駐車場部分がこのぐらいの面積割合でこのようにする、あるいは先ほど広場という説明もあったが、土のグラウンドになるのかなど、概ねどのようになるのか。 |
| 生涯学習課長 | 今現在、旧館の解体工事を行っており、それも終了した後で、旧館部分を含めて、今現在駐車場であったところも改めて整備する。面積は把握していないため現時点でお答えできないが、今現在の新館の東側部分、すべて附帯工事となり、外周にフェンスを設置するようになる。また、敷地内に照明、設備工事などで、金額は7,600千円となる。広場については地元の方から要望があり、敷地の南側にゲートボールなどができるスペースとして、残すということになっている。 |
| 渡邊委員 | 旧館の頃の広場・運動場よりはコンパクトなイメージとなるのか。 |
| 生涯学習課長 | そのとおりである。 |
| 教育長 | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。 |
| | |
| | |

| | |
|---|--|
| 議案第 29 号 福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件 | |
| 学校教育課長 (教育委員会定例会提出事項 P 4 により説明) | |
| 篠木委員 | 新聞などに公表されるのはどのタイミングなのか。 |
| 教育部長 | 事前に記者会見等を実施するため、マスコミにはその情報が提供される。この情報については、すでにマスコミに届いているため、 |
| | プレスのタイミングはそれぞれのマスコミの判断によるものだと思う。今までの教育委員会や総合教育会議の中でも、マスコミが入り一部報道がされている部分もあるため、マスコミの判断ということになる。 |
| 教育長 | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。 |
| 議案第 30 号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検評価に関する報告について | |
| 教育総務課長 (教育委員会定例会提出事項 P 7 及び別冊により説明) | |
| 教育長 | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。 |
| 2 教育長報告事項 | |
| ・ 損害賠償の額の決定並びに和解の件 | |
| 教育総務課長 (教育委員会定例会提出事項 P 8 により説明) | |
| 篠木委員 | 私有車で事故を起こした場合は、全体で加入している保険で対応するのか。 |
| 教育総務課長 | 学校用務員の私有車公務使用許可車両は、市で加入する保険対応となる。公用車の配置が学校にないため、業務のために自分の車 |

| | |
|----------|--|
| | を使用する際は、公務使用許可車両として登録をして、公用車として使用しているところである。 |
| 篠木委員 | 実際はその保険から損害賠償額が出るため、お金の支出はなしで、事故があったことの報告のみとなるのか。 |
| 教育総務課長 | そのとおりである。 |
| | |
| | ・ 損害賠償の額の決定並びに和解の件 |
| | 学校教育課長 (教育委員会定例会提出事項 P 9 により説明) |
| | |
| | ・ 損害賠償の額の決定の件 |
| | 教育施設管理課長 (教育委員会定例会提出事項 P 10 により説明) |
| 渡邊委員 | 一般の民間や私人的には口座引き落としとなっており、遅延するというのは普通ないが、どのような経過でこのようなことが起きたのか伺いたい。 |
| 教育施設管理課長 | 電話使用料の支払いについては、郵送で請求書が届き、その請求書を会計課に提出して支払う形になる。毎月 20 日頃に請求書が届き、その月の月末までに納めなければならない。今回請求の 4 月分は、5 月 1 日が納期限となっていたが、担当した職員が今年 4 月に異動してきたばかりで慣れていなかったこと、年度当初で業務に追われ支払い漏れが発生した。5 月 31 日に催告書が届き、支払期限を過ぎていることが判明した。すぐに支払いをしようとしたが、今回の 4 月請求分は前年度の 3 月使用分であり、会計年度の 5 月 31 日までに支払わなければならなかったが、期日が過 |

| | |
|----------|---|
| | <p>ぎ令和4年度分予算で支払えなかった。今回は令和5年度分予算で支払いをするために、関係各課に承認をもらうため時間を要し、6月12日に支払うことになった。職員本人も異動してきたばかりで慣れておらず、なおかつ4月は契約等の事務が多くあり、請求書の管理も処理・未処理の部分が整理されておらず、支払い漏れが発生した。今後は、書類の管理で処理・未処理の部分は明確に、誰が見ても分かるようにするよう指示をした。</p> |
| 渡邊委員 | <p>見方を変えれば、引継ぎが十分ではなかったということか。そのような問題ではなく、新たにきた職員の仕事のやり方の問題なのか。</p> |
| 教育施設管理課長 | <p>引継ぎは行っているが、事務職は2名のみで、そのうち1名が休職であったため、現場で聞く人もおらず、そのような状況になったものと思う。本人は、今まで会計事務をあまり経験したことがなく、余計にそのような状況に陥ったと思う。</p> |
| 立花委員 | <p>市役所の支払いは、未だに納付書を窓口を持参して支払うのか。民間であれば引き落としでの対応となるため、遅延というのは発生しない。引き落としにはならないのか。</p> |
| 教育総務課長 | <p>公共料金等においては、口座振替も可能となっており、教育委員会でも、学校の光熱水費は基本的に口座振替であり、学習センターにおいても、ほぼすべてのところで口座振替にしている。これを契機に給食センターにおいても、口座振替に変えていきたいと考えている。</p> |
| | |

| |
|-------------------------------------|
| 3 その他 |
| ・今後の日程について |
| 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 1 により説明） |
| ① 次回の定例会の開催について |
| 令和5年10月4日（水）午前10時00分から市役所9階903会議室 |
| 終了後に協議会を開催。 |
| ② 今後の主な行事予定について |
| 教育長・教育委員の出席が予定されている事業を周知。 |
| ③ 今後の定例会の開催について |
| 11月定例会は11月1日（水）午前9時00分から市役所9階903会議室 |
| で開催予定。 |
| 以上終了 午前9時26分 |
| 記 録 藤川 哲生 |
| 委 員 |
| 委 員 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |